



○イラストのキジムンが元気に呼びかけます。



キジムン

みなさん今日は  
衆院選投票日  
です!!!

画面が上に移動

○画面が空へ浮いていくようなイメージ。その中で沢山の人の声が聞こえてきます。



(若い女性の声)

今日投票日じゃん!

(男性の声)

大好きな沖縄のため

(主婦の声)

我が子のために!!!

(女性の声)

未来のために。

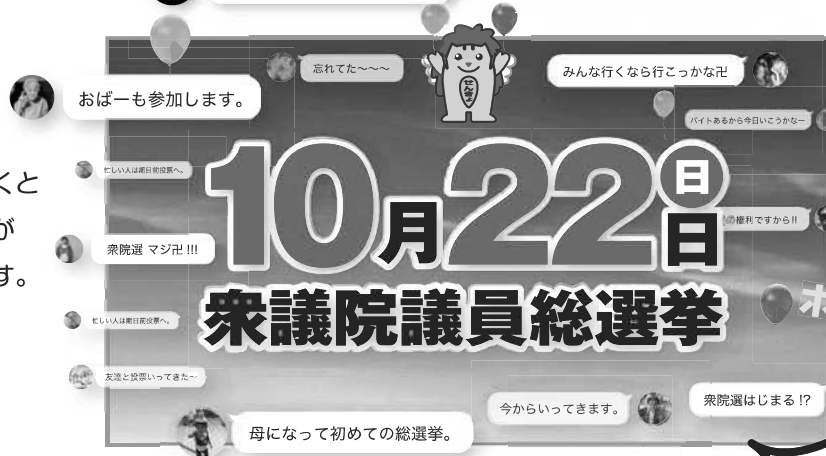
(おばあちゃんの声)

おば~も参加します。

(男性の声)

みんなで拡散しよう!

○上の方いくと大きく日付が表示されます。



NA

今日は!!

○コピーと検索バーが表示されます。



(大勢)

GO!! 私たちの  
衆院選!!



みんな

# 知っておきたい、3選の「3つのこと」



## 1 選挙運動のこと

選挙運動は、選挙運動期間内（立候補の届出の日から、投票日の前日まで）に限り、満18歳以上の者であれば、誰でも行うことができます。ただし、選挙運動については、公職選挙法等においてさまざまな制限に関する規定が定められていますので、ルールを守って選挙運動を行うよう心がけてください。

きれいな選挙はみんなの願い！  
ルールを守ってきれいな選挙！

このような行為は禁止されています  
違法なボスター、横断幕、のぼり等  
買収・忖度接待、戸別訪問、気勢を張る行為等々

## 2 インターネット選挙運動のこと

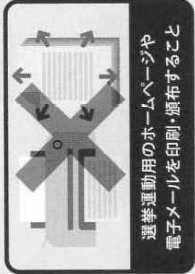
SNSやブログなどの様々なインターネットツールを利用した選挙運動ができます

自分で選挙運動メッセージを  
掲示板・ブログなどに書き込む

選挙運動メッセージを SNS など  
で広める（リツイート、シェアなど）

選挙運動のの様子を動画サイトに  
投稿する

インターネット選挙運動でやってはいけないこと



## 3 進学や就職で引越したら？引越先でやっておくこと

選挙で投票するためには、選挙権を有してただでなく、選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿への登録は住民票がある自治体で行われます。そのため、進学や就職で、実家を離れる場合には、引越先の自治体への住民票の届出が必要です。

※市町間で住所を移転してから、3ヶ月に達しない方は、移転前の市町村の選挙人名簿に登録されていることを確認して、移転前の市町村で投票することになります。

初めて選挙へ行く方へ

# 投票は18歳から

平成11年10月23日以前に生まれた方が対象となります。



投票所入場券が届いたら  
投票日に投票所に行くだけ！



子どもを同伴して  
投票所に入れます！

幼児、児童、生徒その他の18歳未満の方を同伴して、投票所に入ることができます。家族みんなで行きましよう。

## 委員長談話

本日は、第48回衆議院議員総選挙の投票日です。

今回の選挙は、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられてから初めてとなる衆議院議員総選挙です。

選挙は、私たち有権者が、一票を通して政治に参加し、その意思を直接反映させることのできる、最も重要な機会です。

近時は、インターネット等による選挙運動の解禁、選挙権年齢の引下げなど、私たちが政治について考え、選挙権を行使できる環境がより広がってきております。

有権者の皆様におかれましては、候補者や政党などの政見、政策等を十分見極められ、主権者としての自覚と誇りをもって、積極的に投票されますようお願いいたします。

また、同時に最高裁判所裁判官国民審査も行われます。前回の衆議院議員総選挙以降任命された7名について、審査公報等により人物識見を見極められ、最高裁判所裁判官としての適否を示されますよう、あわせてお願いいたします。

平成29年10月22日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当山 尚幸